

No. 1

## 技能講習実施要領について (社) 全日本指定射撃協会⇒より抜粋 (No. 1)

受付 1 「技能講習通知書」及び「猟銃所持許可証」と受講者名簿により確認を行う。  
指示説明 2 受講者を集合させ指示説明を行う。

### ◎ 事故防止

- (1) 講習中は、指導員の指示に従って行動すること。
  - (2) 実包は射撃講習まで模擬弾と混同しないよう確実に保管すること。
  - (3) 予備銃を所持してきた方は、予備銃は分解して保管設備に確実に保管するか、常に身の回りに置いて管理すること。
  - (4) 銃の基本的な取扱を遵守すること。ジュンジュ
- ★猟銃を手にしたとき、又は射台を離れる場合は、必ず実包が装填されていない事を確認すること。(脱包の確認)
- ★銃口を人の居る方向に向けないこと。(如何なる場合も)
- ★射撃する場合以外は、用心がねの中に指を入れないこと。
- ★射台以外の場所で実包を装填しないこと。(脱包の確認)
- ★銃を手から離す時は、必ず脱包すること。(脱包の確認)
- ★銃を携帯し、又は銃架に置くときは、機関部を開放にすること。
- ★銃は倒れたり落ちたりしないよう確実に置くこと。

### ◎ 講習の実施順序

- 操作講習～射撃講習の順番で行います。
- 操作講習は、銃の点検、分解結合、次いで、銃の保持及び携行、照準及び空撃ちを行います。
- 操作講習終了後休憩をとりまして、射撃講習を行います。
- 散弾銃を受講の方は、射撃講習の前に休憩時間を利用して練習が可能ですので希望する方は申し出て下さい。
- ライフル銃の方は、射撃講習の前に照準調整のため10発以内の試射可能。

### ◎ 講習中止について、(説明有り)

※指導員の指導に従わなかったり、危険な行為があった場合には指導員が講習の打ち切りを宣告することがあります。また予備銃として持ってきた銃を交換して使用できますが、銃の故障等で使用が出来なくなった場合も講習は中止となります。

### ◎ その他

- (1) 講習の記録は回数、減点方式で行います。減点事項に該当する行為は当回減点、また1回の行為で複数の減点事項に該当する場合は複数の減点になります。
- (2) 「講習の開始」宣言の後の行為は、休憩時間中の射撃を除いて全て、記録の対象となる。また操作講習は模擬弾を使用して行いますがすべて実包とみなす。
- (3) 射撃講習中の銃の操作も記録の対象となります。携帯、装填等定められた安全な方法で実施して下さい。

### ◎ 事前点検 所持銃の安全点検

(受講者を安全な方向に並べ、ケースから銃を取り出し組み立てさせる)

(指導員の説明) 銃の安全点検及び実包装填の有無を確認します。

(指導員の号令) 『弾倉、薬室を開き弾の有無の確認』 します⇒状況を見て「やめ」  
『銃の各部点検』 状況を見て「やめ」